

議案第二〇号

歳計剰余金の処分について

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十三条の二ただし書の規定により 昭和四十四年度三朝町一般会計歳入歳出決算において生じた歳計剰余金の一部を次のとおり基金に編入する。

記

財政調整基金に編入する額

二百万円

昭和四十五年九月十七日

三朝町長 坂出雅己

昭和四十五年九月四日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

